

介護保険負担限度額認定要件等の変更について

令和8年8月から、介護保険負担限度額認定について、対象となる方の要件及び第3段階の食費・居住費（滞在費）の一部が変更されます。

要件の変更点

- ・利用者負担段階 第2段階及び第3段階①の基準額である80万9000円が82万6500円に変更となります。
- ・利用者負担段階 第3段階①及び②の食費、第3段階②の居住費が変更となります。詳しくは裏面を御覧ください。

◎対象者と利用者負担段階（変更は太枠下線部）

利用者負担段階	対 象 者		
	(1)生活保護受給者		
第1段階	世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税	(2)老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下
第2段階		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 <u>82万6500円</u> 以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 <u>82万6500円</u> 超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下

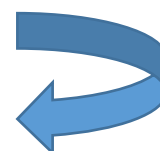
※配偶者には、世帯を分離している配偶者及び内縁関係の方を含みます。

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。（遺族年金には寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む。）

※その他の合計所得金額は、譲渡所得にかかる特別控除を除く。

※第2号被保険者の預貯金等の基準額は1,000万円以下です。（配偶者がいる場合は2,000万円以下）

裏面も御覧ください



◎利用者負担段階別の1日当たりの食費・居住費（滞在費）の負担限度額
（下の表中、太枠で囲まれた金額が変更となっています。）

利用者 負担段階	負 担 限 度 額			
	食 費	居 住 費（滞 在 費）		
			特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 地域密着型 特別養護老人ホーム	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護
第1段階	300円 (300円)	ユニット型 個室	880円	880円
		ユニット型 個室的多床室	550円	550円
		従来型個室	380円	550円
		多床室	0円	0円
第2段階	390円 (600円)	ユニット型 個室	880円	880円
		ユニット型 個室的多床室	550円	550円
		従来型個室	480円	550円
		多床室	430円	430円
第3段階①	680円 (1,030円)	ユニット型 個室	1,370円	1,370円
		ユニット型 個室的多床室	1,370円	1,370円
		従来型個室	880円	1,370円
		多床室	430円	430円
第3段階②	1,420円 (1,360円)	ユニット型 個室	1,470円	1,470円
		ユニット型 個室的多床室	1,470円	1,470円
		従来型個室	980円	1,470円
		多床室	530円	※ 430円

食費の（ ）内の金額は短期入所（ショートステイ）利用時の金額です。

※旭川市内の施設の金額です。

お問合せ先 旭川市介護保険課管理給付係 直通0166-25-6485

